

◎ ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～ K A K E N H I 実施にかかる事務手続等について

1. 交付申請書等申請書類の作成及び提出

(1) 作成に当たっての注意事項等

- ① 次に掲げる場合は、交付申請を辞退してください。
 - ・ 内定一覧に記載の「交付予定額」では計画が遂行できないと判断される場合
 - ・ 実施代表者が所属研究機関を変更した場合
 - ・ 実施代表者が所属研究機関における応募資格を有しなくなった場合
 - ・ 病気、外国留学その他の理由で計画を実施することが困難な場合
 - ・ その他事情により計画の遂行が不可能となる場合
- ② 「交付申請書」に記載する各費目の額を積算する際は、別紙 5「2 補助金の使用」を参照の上、必要とされる経費を算出してください。また、積算に当たっては、支出が認められていない経費を計上することのないよう注意してください。
 なお、ひらめき☆ときめきサイエンスは令和元年度より業務委託契約ではなくなったため、業務委託契約により実施していた際に認めていた事務管理費（委託費総額の 10 % を上限として計上することができる管理的経費）は計上しないでください。
- ③ 「交付申請書」のうち、研究機関の長氏名、開催予定日、受講対象者、実施場所、実施場所の住所、募集人数、費目別内訳については、計画調書の記載から変更が可能です。なお、交付内定通知に付随する審査結果の所見・その他のコメントがある場合は、それを踏まえて上記以外の箇所に対する変更が必要です。
- ④ 交付申請書類の提出後、提出書類に不備又は不明な事項があった場合は、科研費電子申請システムに入力した連絡・照会先へ問合せを行います。
 場合によっては交付決定及び補助金振込が遅延することがあります。

(2) 提出に当たっての注意事項等

交付申請書（様式 A-71）、交付請求書（様式 A-73）及びプログラム概要（様式 A-74）は電子申請システムにより提出してください。

また、交付申請の辞退届（様式 A-7）及び研究成果報告書未提出者に係る交付申請留保届（様式 A-76）も、電子申請システムより提出してください。なお、研究成果報告書未提出者に係る交付申請留保届（様式 A-76）については、様式を日本学術振興会のウェブサイトよりダウンロードの上、作成した様式を電子申請システムにてアップロードして提出してください。

全ての提出書類について、印刷物の郵送による提出は不要です。

電子申請システムを利用した交付申請については、別紙 2 を御参照ください。

各申請書類の作成に当たっては、日本学術振興会ウェブサイトにおいて「記入例・作成上の注意」を掲載していますので必ず御確認ください。

プログラム概要（様式 A-74）は、本会のウェブサイトで各プログラムの内容を紹介する際に使用します（6 月中旬掲載予定）。受講対象者の興味を惹く内容としてください。原則として提出のあったファイルをそのまま公表しますので、誤記等が無いよう提出前に十分に確認してください。

2. 交付決定書類の受領・確認等

(1) 交付決定書類の受領、確認及び保管

「交付決定通知書」は必ず確認し、交付申請を行った内容と相違のないことを確認するとともに、適切に保管してください。

なお、「交付決定通知書」は、6 月中旬に研究機関の長及び実施代表者に文書で送付する予定です。

(2) その他

交付決定の際に送付する「交付決定通知書」及び「補助条件」の記載事項について違反した場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還等の処分を行うことがあるため、必要とされる事務手続について遺漏の無いよう留意するとともに、補助金の適正管理に努めてください。

さい。

3. プログラムの実施に当たって

(1) 研究機関の組織的な取組について

プログラムは、機関独自の取組として主催し、実施代表者と連携して実施してください。

広報活動、受講生募集、その他プログラムの実施に関しては、研究機関が実施代表者と協力して行ってください。

また、補助条件の 1-4 では『実施代表者等は、所属する研究機関に、補助金の管理を行わせるとともに、この補助条件に定める手続きを当該研究機関を通じて行わなければならない。』としています。そのため、補助金の管理は研究機関が行うとともに、各研究機関が行うべき事務等については「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（令和 8（2026）年度）」（以下「機関使用ルール（補助金）（令和 8（2026）年度）」という。）を参考としていただき、適切に補助金の管理を行ってください。

【機関使用ルール（補助金）（令和 8（2026）年度）】

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/shiyourule.html

(2) 公募要領「Ⅱ 2 ①（iii）(8)プログラムの計画・実施に係る留意点（（a）プログラムの内容及び（f）安全配慮）」について

公募要領に記載の安全配慮は、補助事業者が応募に当たって提出した計画調書の内容及び交付申請書に記載の内容を実施するに当たって配慮すべき事項です。したがって、公募要領 20 頁（a）「プログラムの内容」にある『座学（講義等）に偏りすぎることなく、実験、フィールドワーク、発表、討論等、**受講生自ら実際に体験し考察できるプログラム**』を行うための安全配慮ができない場合は延期または中止の判断を行ってください。

(3) 交付申請書の記載内容の変更について

補助条件の 3-1 では、『「プログラム名」及び「プログラムの目的」の各欄の記載事項は、変更することができない。』としています。また、補助条件の 3-4 では『実施代表者等は、補助事業において、「プログラムの内容」の記載事項を変更しようとする場合には、様式 C-7 1-2「プログラムの内容変更承認申請書」により申請を行い、**事前に日本学術振興会の承認を得なければならない。**』としています。そのため、補助事業の内容を変更しようとする場合には、交付申請書に記載の「プログラムの目的」が損なわれることがないように、公募要領 18 頁(2)「対象」及び 20 頁(8)「プログラムの計画・実施に係る留意点」を踏まえた変更であるか補助事業者間で確認してください。

なお、**「プログラムの内容」の記載事項を変更しようとする場合は、様式 C-7 1-2「プログラムの内容変更承認申請書」を提出する前に当会に御連絡ください。**

(4) ポスター、パンフレット、チラシ等について

① 各プログラムに関するポスター、パンフレット、チラシ、ホームページ及びその他の受講生への配付資料等を作成する場合は、以下の事項を必ず掲載してください。

- ・科学研究費助成事業（科学研究費補助金）の交付を受け実施する旨
- ・（英文の場合）JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号
（和文の場合）JSPS 科研費 JP 8 桁の課題番号
- ・実施機関名
- ・実施代表者名
- ・プログラムの問合せ先

なお、作成したポスター、パンフレット、チラシ等は補助条件 4-1 に則り、実績報告時に当会宛ご提出いただきます。

② 当会ウェブページには、ひらめき☆ときめきサイエンスの制度概要を記したパンフレット・ポスターを掲載します。必要に応じて印刷し、受講生への配布や、プログラム実施時における科研費の説明等に適宜ご活用ください。

③ ポスターのサンプルを当会ウェブページに掲載しますので、各プログラムにてポスターを作成する場合は参考としてください。

(5) 本会職員等によるプログラム当日の見学について

本会職員等がプログラムの実施状況を見学させていただく場合があります。見学先候補となるプログラムについては、実施日の約 1 ヶ月前を目途に各研究機関の事務担当者へ御

連絡しますので、ご協力のほどをお願いいたします。

なお、本会職員等が見学するプログラムについて、当日実施時の科研費に関する説明は本会職員等にて対応させていただきます。

(6) 受講申込みの受付について

令和8(2026)年度補助事業におけるプログラム受講生の申込受付については、各プログラムにて申込のシステム等をご準備いただき、直接受講申し込みの受付を行ってください。

また、交付申請書作成画面「受講希望者受付用Web申込システムの利用について」においては、「Web申込システムを利用しない」にチェックを入れてください。